

徳島大学病院における職員の増員に関する申合せ

令和5年5月22日

執行部会議制定

（趣旨）

第1条 この申合せは、徳島大学病院において、増員により増収が可能な場合や特定機能病院の使命として実施すべき医療に人員が必要な場合に、増員に関する適正な審査を行う事項について定める。

（対象職種）

第2条 この申合せにおける対象職種（職名）は、承継外常勤職員（5年任期で任用後、無期雇用 となる者を含む）のうち、下記に定めるものとする。

- （1）医療技術職員（薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科技工士、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士、胚培養士、臨床研究コーディネーター）
- （2）事務職員（遺伝カウンセラー、精神保健福祉士、公認心理士、診療情報管理士、医療情報技師、社会福祉士、（技術員を含む））
- （3）看護師（ただし、医療技術部に所属するものに限る）

2 対象職種に該当しない職種の増員については、この申合せによらないことができる。

（増員の条件）

第3条 増員にあたっては、原則として以下の条件をすべて満たさなければならない。

- （1）増収額が一人当たり年間1千万円を超えること。
- （2）業務内容、業務量が増員する定員数に見合ったものであること。

（特別の事情がある場合の条件）

第4条 前条に規定する基準を満たすことができない場合、または増収の定義が難しい部署からの増員を希望する場合であって、以下のような特別な事情があり、執行部会議が特に必要と認めた場合、前条の条件を適用しない。

- （1）病院機能を維持するために不可欠な場合（医療安全や感染対策など、本院の機能維持に必要な不可欠な対策への人員増等）。
- （2）増員により医療の質が向上する場合。
- （3）極めて優秀な人材を確保する場合。

（増員要望の手続き）

第5条 増員を希望する申請者は、人員要望書（執行部会議）（様式1）により、執行部会議の議を得て、病院長が決定する。

（増員した職員が定年及び退職した場合）

第6条 増員した職員が退職した場合は、定員を一時病院長預かりとする。

2 定員の再配置を希望する場合は、前条の手続きを再度行う。

（増員後の費用対効果の検証）

第7条 増員を決定して職員を雇用した場合、1年経過後及びその後2年経過毎に増員の効果を検証し、所期の目標を達成できているか確認を行うこととする。

（検証後の措置）

第8条 前条の検証の結果、所期の目標を達成している場合には、雇用を継続することができる。

2 検証の結果、所期の目標を達成できなかった場合には、下記により取扱うこととする。

（1） 増員した定員を病院長預かりとする。

（2） 病院長預かりが直ちに難しい場合は、退職等により拋出できることとなった時点で速やかに拋出する。

（3） 承継内常勤職員及び承継外常勤職員を含めた全体の定員数から、必要な定員数を病院長預かりとする。

（4） 病院長預かりとなった後、1年経過後に定員の再交付を求める場合は、第5条の手続きを再度行う。

（5） 複数増員した場合の病院長預かりについては、執行部会議の議により預かる定員数を決定する。

3 病院長預かりとすることが難しい場合には、その都度協議を行う。

（その他）

第9条 この申合せの解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、執行部会議の議を得て、病院長が決定する。

附 則

1 この申合せは、令和5年6月1日から施行する。